

# 紀美野町新型インフルエンザ等対策 行動計画

紀美野町

平成26年11月

## 目次

はじめに	1
<b>I 総論</b>	
1、 新型インフルエンザ等対策の基本方針	1
2、 新型インフルエンザ等発生時の被害想定	3
3、 対策の基本項目	5
4、 対策推進のための役割分担	7
5、 発生段階	10
<b>II 各論</b>	
1、 実施体制	11
2、 情報提供・共有	12
3、 まん延防止	13
4、 予防接種	15
5、 住民の生活及び地域経済の安定の確保	19
6、 医療	24

## はじめに

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生しています。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（以下「パンデミック」という。）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要があります。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものとして国において制定されました。

紀美野町においても、平成25年3月には「紀美野町新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しましたが、今回「特措法」第8条第1項の「市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする」とあり、「和歌山県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「県行動計画」という。）」平成26年3月改定に基づき今回改定するものです。

## I 総論

### 1、新型インフルエンザ等対策の基本方針

（基本的な考え方）

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、またその発生を阻止することは不可能と言え、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、本町への侵入も避けられないと考えられます。

病原性が高くまん延の恐れのある新型インフルエンザ等が発生した場合、町

民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねません。

このため、国は、新型インフルエンザ等については、長期的には、国民の多くが罹患するものの、患者の発生が一定期間に偏ることの弊害を念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、下記の2つを主たる目的として対策を講じていくこととしています。

#### 《国の特措法の目的》

- 1) 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
  - ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための期間を確保する。
  - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者等が適切な医療を受けられるようにする。
  - ・適切な医療の提供により、重症患者や死亡者数を減らす。
- 2) 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - ・地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
  - ・事業継続計画の実施等により、医療の提供の業務または国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

本町においても、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、上記2つについての対策を主として講じます。

新型インフルエンザが町内で発生した場合、保育所、学童保育所、小学校、中学校をはじめ、役場本庁や支所及び出張所や公共施設など、日常的に多くの町民が集まる場所では新型インフルエンザの感染の危険性が高まるものと考えられます。

このため町では、国内に新型インフルエンザ患者が発生した場合、その動向を見極めながら、町民が感染しないよう積極的に感染症予防を啓発します。

万が一新型インフルエンザが町内で発生した場合は、感染の拡大を抑制し、町民の健康被害を最小限にとどめるとともに、地域社会生活や経済を守る対応を行います。

また、職員や職場における感染対策、継続すべき重要業務の選定、職員の勤務体制などをあらかじめ定め、発生に備えることが有効です。

特に、生活の基盤となる業務については業務の継続が社会的に求められているため、必要最小限の行政サービスを維持するため、各部所において『業務継

続計画』の策定を進めます。

また、定期的に職員に対する教育・訓練の実施や業務継続計画の点検・是正を行い、より具体的な計画としていきます。

(留意点)

新型インフルエンザ等対策の実施にあたっては、基本的人権を尊重することとし、不要不急の外出の自粛要請、学校等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとし、ます。

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とします。

尚、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であることなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要のないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講ずるというものではありません。

## 2、新型インフルエンザ等発生時の被害想定

《国内の想定》

全人口の25%が新型インフルエンザに罹患し、流行が各地区で約8週間続くとすると想定した場合（新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響、現在の日本の医療体制、衛生状況等を一切考慮せず）

中等度：（致命率0.53%）アジアインフルエンザを想定

重 度：（致命率2.0%）スペインインフルエンザを想定

○受診患者数：1,300～2,500万人

○入院患者数：中等度の場合 ～53万人

重度の場合 ～200万人

○1日当たりの最大入院患者数：

中等度の場合 ～10.1万人（流行発生から5週目）

重度の場合 ～39.9万人

○死亡者数：中等度の場合 ～約17万人

重度の場合 ～約64万人

○年齢別の発症率：年齢別に発症率の違いがあると思われるが予測は困難

○欠勤率：20～40%

- ・最大 40%程度の欠勤率
- ・業種・職域により流行のピークに差がある

○欠勤期間：10 日間程度

○到達時間：海外で発生してから日本到達まで 2～4 週間程度

○流行の波：流行は 8 週間程度

※「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」平成 25 年 6 月 7 日及び「市町村新型インフルエンザ対策行動計画策定の手引き」平成 20 年度版「保健所新型インフルエンザ対策行動計画（案）及び想定事例集作成事業」報告書より

#### 《和歌山県の想定》

・ 外来総患者数	推計	約 11 万人～約 19 万人
・ 入院患者数	推計	約 4,800 人
・ 死亡者数	推計	約 1,600 人

※平成 26 年 3 月改定の『県行動計画』では、国と同様に米国疾病管理センターの推計モデルを用いて推計。（全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定）

上記推計を紀美野町の平成 26 年 6 月末現在の人口（9,953 人）に当てはめて推計すると下記のような患者の発生が予測されます。

#### 《紀美野町の想定》

○総発症者数	： 2,488 人	（全人口の 25%）
○受診患者数	： 1,010 人～1,943 人	（総発症者の 40.6%～78.1%）
○入院患者数	： 中等度の場合	～41 人 （受診患者数の 2.1%）
	： 重度の場合	～158 人（受診患者数の 8%）
○死亡者数	： 中等度の場合	～13 人 （総発症者数の 0.53%）
	： 重度の場合	～50 人 （総発症者数の 2%）

社会・経済的な影響としては、流行のピークが異なることから地域差や業態による差があるものの、従業員本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大 40%程度が欠勤することが想定されるとともに、不急の業務の停止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性があります。

また、国民生活においては、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品・生活必需品等や生活関連物資が不足するおそれもあり、あらゆる場面で様々な影響が出ることが予想されます。

### 3、対策の基本項目

新型インフルエンザ等対策の主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民の生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための具体的な対策の骨子は下記のとおり6項目とします。

- (1)実施体制
- (2)情報提供・共有
- (3)まん延防止
- (4)予防接種
- (5)住民の生活及び地域経済の安定の確保
- (6)医療

#### (1)実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多くの町民の生命健康に甚大な被害を及ぼすほか、全町的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くおそれがあり、町の危機管理の問題として取り組む必要があります。

そのため、町、県、国、事業者が相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められます。

#### ① 新型インフルエンザ等対策本部の設置前

町役場各部署は、本計画を共有し、役場一体となって、町行動計画を実施するために紀美野町新型インフルエンザ等対策室の開設等必要な措置を講じます。

#### ② 新型インフルエンザ等対策本部の設置後

国や県で対策本部が設置された場合は、速やかに町長を本部長とする町対策本部を設置し、町役場各部署が一体となった対策を強力に推進します。

また、県や保健所、近隣市町、医療機関等関係機関との連絡、情報交換や連携等をきめ細かく行い、対策を強力に推進します。

さらに、国が特措法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき地域に和歌山県を含めて新型インフルエンザ等緊急事態宣言(以下「緊急事態宣言」という。)を行った場合は、必要な措置を講じます。

#### (2)情報提供・共有

新型インフルエンザは危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、町、県、国、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階、分野において、町、県、国、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須です。

また、インターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすく迅速な情報提供に努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定のプロセス(科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等)や、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行います。

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築します。

### (3)まん延防止

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながります。

また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながります。

個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせますが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策の決定、実施している対策の縮小・中止を行います。

### (4)予防接種

#### ①特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその必要があると認めるときに、臨時に行う予防接種をいいます。

特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村が実施主体となって接種を実施することとなっています。

#### ②住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項の規定(臨時の予防接種)による予防接種を行うこととなります。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定(新臨時接種)に基づく接種を行うこととなります。



住民接種は、全町民を対象（在留外国人含む）とします。また、本町内に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者等も考えられます。

#### (5) 住民の生活及び地域経済の安定の確保

新型インフルエンザは、多くの町民が罹患し、各地域での流行が約 8 週間続くと言われていています。また、本人の罹患や家族の罹患等により、住民生活及び地域経済の大幅な縮小と停滞を招く恐れがあります。このため、新型インフルエンザ等発生時に、住民生活及び地域経済への影響を最小限とできるように、特措法に基づき事前に十分な準備を行います。

#### (6) 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合、全国的かつ急速にまん延し、かつ町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるという目的を達成する上で、不可欠な要素です。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながります。

新型インフルエンザがまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されますが、地域の医療資源等（医療従事者、救急隊員、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できるように事前に計画しておくことが重要です。

### 4、対策推進のための役割分担

（平成 26 年 3 月改定の「県行動計画」より抜粋）

#### 《国の役割》

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有します。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHO その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努めます。

新型インフルエンザの発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取り組みを総合的に推進します。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定します。

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進します。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進めます。

#### 《都道府県の役割》

県は、新型インフルエンザ等の発生前は、県行動計画等を踏まえ、医療の確保、住民の生活支援等の対策に関し、新型インフルエンザ等の発生に備えた各種の準備を進めるとともに、新型インフルエンザ等の発生時には、知事を本部長とする県対策本部を設置し、国の基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、地域の状況に応じて判断を行い、国、市町村、関係機関等との緊密な連携のもと対策を強力に推進します。

#### 《市町村の役割》

市町村は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められます。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

なお、保健所を設置する市については、感染症法においては、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、県に準じた役割を果たすことが求められ、県及び保健所を設置する市である和歌山市（以下「県等」という。）は、地域における医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図っておくことになっています。

#### 《医療機関の役割》

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められます。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要です。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に

応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供できるよう努めます。

#### 《指定（地方）公共機関の役割》

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

#### 《登録事業者の役割》

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の住民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要です。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努めます。

#### 《一般の事業者の役割》

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められます。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれます。特に多くの者が集まる事業を行うものについては、感染防止のための措置の徹底が求められます。

#### 《町民（県民）の役割》

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努めます。

また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努めます。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努めます。

## 5、発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があります。

本計画では、県計画による発生段階の考え方を準用し、それぞれの段階に応じた行動を実施します。

また、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないことや、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することも考えられ、県や関係機関等との連携により確認しながら実施します。

発生段階	状 態
(1) 未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
(2) 海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
(3) 国内発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
(4) 国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 ※感染拡大～まん延～患者の減少
	国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
(5) 小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

(参考) 新型インフルエンザにおける政府行動計画の発生段階と WHO におけるインフルエンザのパンデミックフェーズの対応表

政府行動計画の発生段階	WHO のフェーズ
未発生期	フェーズ 1, 2, 3
海外発生期	フェーズ 4, 5, 6
国内発生期	
国内感染期	
小康期	ポストパンデミック期

## Ⅱ 各論

### 1、実施体制

#### (1) 紀美野町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定及び見直し

##### 《未発生期》

町は、特措法の規定に基づき、政府行動計画及び和歌山県行動計画等を踏まえ、発生前から新型インフルエンザ等の発生に備えた紀美野町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定を行い、必要に応じて見直していきます。

また、和歌山県や他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施します。

#### (2) 紀美野町対策本部の設置及び廃止（対策室の設置及び廃止）

##### 《海外発生期》

町は、和歌山県において対策本部が設置された場合は、速やかに全庁的な話し合いとして新型インフルエンザ等対策室の設置を行い、国内発生に備えた体制の確認及び紀美野町対策本部設置の準備を行います。

##### 《国内発生早期》

町は、国で緊急事態宣言がなされた場合、速やかに紀美野町対策本部を設置します。

なお、緊急事態宣言がなされていない場合であっても、必要に応じて特措法に基づかない任意の対策本部を設置することもあります。

また、紀美野町対策本部を設置した場合は、新型インフルエンザ等対策室は速やかに廃止します。

### 《国内感染期》

町は、国で緊急事態宣言がなされた場合、速やかに紀美野町対策本部を設置します。

また、紀美野町対策本部を設置した場合は、新型インフルエンザ等対策室は速やかに廃止します。

### 《小康期》

町は、国で緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに紀美野町対策本部を廃止します。なお、必要に応じて新型インフルエンザ等対策室を設置し、その後役割が終了した時には廃止します。

## 2、情報提供・共有

### 《未発生期》

町は、発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努めます。また、関係部局間での情報共有体制を整備し、必要に応じて訓練を実施します。

また、保健所との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整えます。

町は、新型インフルエンザ等発生時に、住民からの相談に応じるため、国からの要請に基づいて相談窓口等を設置する準備を進めます。

### 《海外発生期》

町は、国からの要請に基づいて他の公衆衛生業務に支障を来さないように、町民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口等を設置し、適切な情報提供を行います。

また、相談窓口等では、電話や面接による対応を行い、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容についても対応できる体制について検討します。町は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県が発信する情報を入手し、町民への情報提供に努めます。

また、情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障害者等に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じるよう努めます。

また、ホームページや相談窓口等を通じて、地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報を町内に広く提供します。

#### 《国内発生早期・国内感染期》

町は、国からの要請に従い、国から配布される Q&A の改訂版等を受けて対応し、相談窓口等による適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行います。

また国や県が発信する情報を入手し、町民への情報提供に努めるとともに、県内や町内の新型インフルエンザ等の発生状況や今後実施される対策に係る情報や公共交通機関の運行状況等について情報提供を行います。

町は、新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や和歌山県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っていきます。

#### 【参考】

※個人情報の公表の範囲について、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する必要がある。プライバシーを保護することは重要であることは当然であるが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 7 条（公益上の理由による裁量的開示）の趣旨を踏まえ、国民の生命、ひいては国民生活・国民経済に多大な影響を及ぼす恐れがある状況下における新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報伝達の公益性に留意して情報提供を行う。（政府ガイドライン P26）

※発生地域の公表に当たっては、原則、市町村名までの公表とするが、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段等を発表する。（政府ガイドライン P27）

#### 《小康期》

町は、状況を見ながら国からの要請に基づいて相談窓口等の体制を縮小します。

### 3、まん延防止

#### （1） 感染対策の実施

##### 《未発生期》

町は、町民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図ります。

## 《海外発生期》

町は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促します。

## 《国内発生早期・地域発生早期》

町は、国や県等からの要請に応じ、感染症法に基づく対策以外に、学校保健安全法に基づく学校の臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を実施します。

また、その他国や県等の感染症対策への要請に協力します。

### 【参考】

※〈患者及び濃厚接触者の外出自粛期間等の目安〉

#### A 患者の自宅待機期間の目安

(ア) 厚生労働省は、新型インフルエンザ等発生時の患者の自宅待機期間について、対策の立案に資するよう、過去のインフルエンザに関する知見も踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて目安を示す。

☆患者の自宅待機期間の目安は、「発症した日の翌日から7日を経過するまでまたは解熱した日の翌々日までのいずれか長い方」とする。

(イ) 患者の自宅待機期間については、実際に新型インフルエンザ等が発生した後に得られた知見を基にして、必要に応じて、厚生労働省が当初の目安を修正して示す。

#### B 濃厚接触者の自宅待機期間の目安

(ア) 厚生労働省は、新型インフルエンザ等発生時に、患者の同居者等の濃厚接触者の自宅待機期間について、対策の立案に資するよう、過去のインフルエンザに関する知見も踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて目安を示す。自宅待機期間の目安は、「患者が発症した日の翌日から7日を経過するまで」とする。

(イ) 濃厚接触者の自宅待機期間については、実際に新型インフルエンザ等が発生した後に得られた知見等を基にして、必要に応じて、厚生労働省が目安を修正して示す。

★患者数が増大するにつれて、濃厚接触者の自宅待機を厳格に求めることは国民生活及び国民経済の安定の確保に悪影響を及ぼす度合が高まることから、状況に応じ、自宅待機の期間を緩和する。

★自宅待機期間は、対策の効果と社会経済への影響のバランスを考慮し、多くの患者の感染力が消失するまでの期間を目安とする。ただし、病原性が高いと想定される場合にはより慎重に設定する。医学的ハイリスク者に接する可能性がある者の自宅待機期間については、さらに慎重に設定する。（政府ガイドラインP67）



#### 《国内感染期・地域感染期》

町は、引き続き町民に対してマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策を実践するよう促します。

### (2) 防疫措置等に関する関係機関との連携

#### 《未発生期》

町は、国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、県や近隣市町村やその他関係機関との連携を強化します。

## 4、予防接種

### (1) 特定接種

#### 《未発生期》

#### ①特定接種の位置づけ

特定接種は、特措法第 28 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項による予防接種とみなし、同法（第 22 条及び第 23 条を除く。）の規定を適用し実施します。

また、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる紀美野町役場に所属する職員に対して接種を実施します。

#### ②特定接種の準備

町は、国が実施する登録事業者の登録業務について、必要に応じて協力し、第 28 条第 4 項の規定に基づき、国から労務または施設の確保その他の必要な協力を求められた場合は協力します。

町は、特定接種の登録対象となる事業者の意向を確認し、対象事業者の希望リストを厚生労働省に報告する場合に必要なに応じて協力します。

登録事業者は、必要に応じ市町村を通じ、厚生労働省へ登録申請となるため、町はその際には協力します。また、当該事業者の登録内容について確認を行う場合に必要に応じて協力します。

特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告することになっています。

町は、登録事業者または登録事業者が属する事業者団体ごとに特定接種の集団的接種体制を構築することが困難な場合には、必要に応じ事業者支援と接種体制構築に協力します。

## (2) 住民接種

### 《未発生期》

#### ①住民接種の位置づけ

住民接種は、全町民を対象とします（在留外国人を含む）。

町が接種を実施する対象者は、本町に居住する方を原則としますが、その他、町内に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者も対象と考えられます。

#### ②住民接種の準備

住民接種の実施主体は市町村であるため、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条または予防接種法第6条第3項に基づき、町民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図ります。

原則として、住民接種は集団的接種により接種を実施することになるため、接種が円滑に行えるよう、あらかじめ接種会場確保の検討、ワクチン需要量の算出、住民接種のシミュレーション、接種の開始日、接種会場等を通知する方法、相談窓口を活用し、町民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画します。

また、あらかじめ海南省等近隣市町と協定を締結し、本町以外の市町における接種を可能にするとともに、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種時期の周知、予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努めます。

（準備事項）

- a. 医師・看護師・受付担当者等の医療従事者等の確保
- b. 接種場所の確保（医療機関、総合福祉センター、学校等）
- c. 接種に要する器具等の確保
- d. 接種に関する住民への周知方法（接種券の取扱い、予約方法等）

### 《海外発生期》

#### ①特定接種の実施

町は、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる紀美野町役場の職員に対して、本人の同意を得た上で、集団的接種を実施します。

#### ②特定接種の広報・相談

具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など、接種に必要な情報を提供します。

## 《国内発生早期》

### ① 住民接種の実施

（緊急事態宣言が行われている場合の特措法第46条の規定に基づく予防接種法第6条第1項に規定する「臨時の予防接種」または緊急事態宣言が行われていない場合の新臨時接種）町は、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て全ての町民を対象とした集団による予防接種を開始すると共に、その接種に関する情報提供を行います。その際には、多くのワクチンは10ml等の大きな単位のバイアルで供給されることを踏まえ、原則として100人以上を単位として実施するように努めます。

また、発熱等の症状を呈している等予防接種を行うことが不適当な状態にある方に対しては、接種会場に赴かないよう広報紙等で周知し、会場にも掲示等により注意喚起することで、接種会場における感染対策を図ります。

基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に対し、医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うなど配慮した上で集団による予防接種の実施を原則としますが、1mlのバイアルの流通状況や必要に応じて医療機関での接種も可能となるよう配慮します。

医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者等については、基本的にその方が勤務する、あるいはかかりつけ医の医療機関等において接種するものとなりますが、在宅医療を受療中の患者であって、かかりつけ医の医療機関での接種が困難な場合は、訪問による接種依頼も検討します。

また、社会福祉施設等に入所中の方については、基本的にそれぞれの入所施設等において集団的接種を行います。

### ② 住民接種の広報・相談

町は、住民接種の実施主体として、町民からの基本的な相談に応じます。病原性の高くない新型インフルエンザ等に対して行う新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、町としてはワクチン接種のための機会を確保すると共に、接種を勧奨し、必要な情報の積極的な提供に努めます。

### ③ 住民接種の有効性・安全性に係る調査

町は、予防接種の実施主体であるため、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を町内及び海南市の医療機関に配布する予定です。

## 《緊急事態宣言がされている場合の措置》

### ①住民に対する予防接種の実施

町は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。

### ②住民接種の広報・相談

病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には下記の状況が予想されるため、接種の目的や優先接種の意義、ワクチンの有効性・安全性についての情報、接種の時期や方法など具体的な接種スケジュール、相談窓口、国民1人ひとりがどのように対応すべきか等について、できる限り公開すると共に、分かりやすく伝えます。

(接種時の予想される状況)

- a. 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
- b. ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られる。
- c. ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
- d. 臨時接種、集団的接種など、通常実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。

## 《国内感染期》

### ①住民接種の実施

町は、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく「新臨時接種」を進めます。

### ②住民接種の有効性・安全性に係る調査

町は、予防接種の実施主体であるため、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を町内及び海南市の医療機関に配布する予定です。

## 《緊急事態宣言がされている場合の措置》

### ①住民接種の実施

町は、住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する「臨時の予防接種」を実施します。

## ②住民接種の広報・相談

国内発生早期（緊急事態宣言がされている場合の措置）と同様。

### 《小康期》

#### ①住民接種の実施

町は、流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく接種を進めます。

#### ②住民接種の有効性・安全性に係る調査

町は、予防接種の実施主体であるため、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を町内及び海南市の医療機関に配布する予定です。

### 《緊急事態宣言がされている場合の措置》

#### ①住民接種の実施

町は、流行の第二波に備え、国及び県と連携し特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種を進めます。

#### ②住民接種の広報・相談

国内発生早期（緊急事態宣言がされている場合の措置）と同様。

## 5、住民の生活及び地域経済の安定の確保

### 《未発生期》

#### （1）要援護者への生活支援

町は、地域感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国からの要請に対応し、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておきます。

また、町は最も住民に近い行政主体であり、地域住民を支援する責務を有することから、町民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図ると共に、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障をきたす恐れのある世帯（高齢者世帯、障害者世帯等）として、「災害時避難行動要支援者」を考慮して決定することとします。

尚、個人情報への取扱いについては弾力的な運用を検討していきます。

新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、町は医師会等関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築します。

町は、「災害時避難行動要支援者台帳」を分析し、必要な支援内容（食料品、生活必需品等の提供の準備等）、協力者への依頼内容を検討します。

町では、地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、県や近隣市等他の地方公共団体による備蓄、製造販売業者との供給協定の締結等により、地域における食料品・生活必需品等の確保、配分・配付の方法について検討を行い、支援を必要とする方に対しては、区長会や町役場職員等が、個々の家庭を訪問し、食料品・生活必需品等を配布する方法も事前に検討します。

また、自宅で療養する新型インフルエンザ等の患者を見回るため等に必要なマスク等の備蓄を行います。

町では、新型インフルエンザ等発生時にも、町民の生活支援を的確に実施できるように、平成25年5月に「紀美野町新型インフルエンザ業務継続計画」を策定したところですが、必要に応じて適宜見直しを行います。

## （２）火葬能力等の把握

町は、県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際や、火葬または埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際には、協力・連携します。

町は、墓地、埋葬等に関する法律において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから、「五色台聖苑」の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担います。

町は、「五色台聖苑」における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の1日当たりの火葬可能数、使用燃料、その他備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について、県が調査する場合には協力します。

町は、県の火葬体制を踏まえ、「五色台聖苑」の適切な実施ができるよう調整を行うものとします。その際には、戸籍事務との調整を行うものとします。

## （３）物資及び資材の備蓄

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備します。

## 《海外発生期》

### (1) 生活支援者対策

新型インフルエンザ等の発生後、町は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを生活支援者や協力者へ情報提供します。

### (2) 遺体の火葬・安置

町は、国から県を通じて行われる、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請を受けた場合は対応します。

町は、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとします。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進めます。

## 《国内発生早期》

### (1) 要援護者対策

町は、要援護者に対し、食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、発生前に立てた計画に基づき、町民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行います。

新型インフルエンザ等にり患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、町は国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

### (2) 遺体の火葬・安置

町は、県と連携して、確保した手袋、不織布マスク、非透過性納体袋等を、必要に応じて遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する方の手に渡りよう調整します。

町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する方と連携し、円滑な火葬が実施できるように努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。

## 《緊急事態宣言がされている場合の措置》

### (1) 水の安定供給

水道事業者である町は、行動計画に基づき、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

### (2) 生活関連物資等の価格の安定

町は、国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。また、必要に応じて、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

## 《国内感染期》

### (1) 要援護者対策

新型インフルエンザ等により患し、在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き町は国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

町は、引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、発生前に立てた計画に基づき、町民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行います。

### (2) 遺体の火葬・安置

町は、引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する方と連携し、円滑な火葬が実施できるように努めます。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行います。

町は、県が遺体の搬送及び火葬作業にあたる方の感染防止のために必要となる手袋、不織布マスク等の物資の確保を行う際に連携します。

町は、県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、町内で火葬を行うことが困難と判断されるときには、他の市町村及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施します。

死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、町は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置



所を直ちに確保するものとします。また、町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保します。

万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努めます。

## 《緊急事態宣言がされている場合の措置》

### (1) 水の安定供給

水道事業者である町は、行動計画に基づき、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

### (2) 生活関連物資等の価格の安定

町は、国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。

町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民に対し迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。

町は、生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して、行動計画の定めにより、適切な措置を講じます。

### (3) 遺体の火葬・安置

町は、国から県を通じ行われる火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、対応します。

町は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を（国から県を通じて）受けた場合には、対応します。

町は、死亡者が増加し火葬を円滑に行うことが困難となった場合には、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、新型インフルエンザ等に感染した遺体に十分な消毒を行った上で墓地に一時的に埋葬すること

を検討します。その際には、新型インフルエンザ等に起因して死亡したことを確認上、遺族の意思を確認することとします。

また、近隣に埋葬可能な墓地がない場合には、転用しても支障がないと認められる町有地等を臨時の公営墓地とした上で、当該墓地への一時的な埋葬を認めるなど、公衆衛生を確保するために必要となる措置について、状況に応じて検討します。

埋葬または火葬を円滑に行うことが困難になった場合、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときには、厚生労働大臣が定める地域や期間においては、いずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために、特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられることがあります。その際には、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行います。

#### **(4) 要援護者対策**

町は、国から在宅の高齢者、障害者等の生活支援者への生活支援（見守り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請があれば、対応します。

### 《小康期》

#### **(1) 要援護者対策**

町は、新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行います。

### 《緊急事態宣言がされている場合の措置》

#### **(1) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等**

町は、国、県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。

## **6、医療**

### 《未発生期》

#### **(1) 診療体制への協力**

感染症法第26条で準用する第19条または第46条の規定に基づく入院措置が行われる患者が増加し、単一市町村等での移送では対応しきれない場合は、消

防機関等関係機関の協力が不可欠であり、新型インフルエンザ等流行時における患者の移送体制について、近隣市町等と協議し確立します。

#### 《国内感染期・地域感染期》

##### (1) 診療体制への協力

町は、地域における新型インフルエンザ等患者の診療体制を、海南医師会と連携しながら調整して確保するとともに、診療時間を取りまとめる等して町民への周知を図ります。

##### (2) 在宅療養患者（要援護者）への支援

町は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行います。

#### 《緊急事態宣言がされている場合の措置》

##### (1) 臨時の医療施設の設置協力

町は、国と連携し、町内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるものの在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要がある患者等に対する医療の提供を行うため、県が行う臨時の医療施設の設置に協力し、医療を提供します。